

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領	-----	1
○ 一般診療所調査票記入要領	-----	17
○ 歯科診療所調査票記入要領	-----	31
○ 保険薬局調査票記入要領	-----	45

平成21年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、DPC対象病院の指定の有無別、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院（小児総合医療施設）については1／1、その他については1／5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分に含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1 頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

1 貴院の開設者	<p>貴院が該当する開設者の番号を記入してください。</p> <p>1 国 立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立高度専門医療センター、通信病院のことです。</p> <p>2 公 立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。</p> <p>3 公 的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことです。</p> <p>4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。</p> <p>7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社など 1～6 に該当しない法人のことです。</p>
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 処方の状況	平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
8 直近の事業年(度)	<p><u>平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u></p> <p><u>個人立病院については、記入の必要はありません。</u></p>

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医業及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

<p>I 医業収益 [調査票①～⑩欄]</p>	
<p>1 入院診療収益 (患者負担含む) [調査票① ⑥欄]</p>	<p>入院患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益</p> <p>(2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益</p> <p>(3) 自費診療、特別メニューの食事など(ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く)による収益</p>
<p>2 特別の療養環境収益 [調査票② ⑦欄]</p>	<p>入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。</p>
<p>3 外来診療収益 (患者負担含む) [調査票③ ⑧欄]</p>	<p>外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益</p> <p>(2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益</p> <p>(3) 自費診療などによる収益</p>
<p>4 その他の医業収益 [調査票④ ⑨欄]</p>	<p>次の(1)～(4)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 保健予防活動収益 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益</p> <p>(2) 医療相談収益</p>

	人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益
	(3) 受託検査・施設利用収益 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収益
	(4) その他の医業収益 文書料など上記の科目に属さない医業収益
	<u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑪～⑳欄]	<u>病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑪ ⑯欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑫ ⑰欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑬ ⑱欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票⑭ ⑲欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
III その他の収益 [調査票㉑～㉔欄]	
1 受取利息及び配当金 [調査票㉒欄]	<u>直近の事業年（度）実績を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
2 その他の収益 [調査票㉑ ㉓欄]	有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。
IV 医業・介護費用 [調査票㉕～㉗欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>